

令和7年度文化芸術祭“LiveS Beyond II”企画運営等業務委託
企画提案競技（プロポーザル）実施要領

1 目的

県では、令和2年度から3年間、リアルとオンラインを融合した文化芸術祭“LiveS Beyond”を開催し、新型コロナウイルス感染症の度重なる流行により活動の制限を受けてきた様々なジャンルのアーティスト、文化芸術団体、伝統芸能団体等に対し活動の後押しを行ってきたところです。

令和5年度からは、この“LiveS Beyond”事業をさらに発展させ、県内のアーティストやクリエイター等が、専門家によるアドバイス等を受けながら、集客力アップ等に取り組み、県内の様々な場所や空間で新たな文化シーン創出にチャレンジする文化芸術祭“LiveS Beyond II”を開催したところです。令和7年度についても、この“LiveS Beyond II”事業を踏襲し、県内各地の活性化と文化芸術活動の収益基盤の強化を図ることを目的として、更なる展開を図っていくものとしします。

事業実施にあたり、効果的に事業展開を図る優れた事業者を選定するため、企画提案競技（プロポーザル）を行います。

2 委託業務の内容

(1) 業務の名称

令和7年度文化芸術祭“LiveS Beyond II”企画運営等業務委託

(2) 業務の内容

別紙2 令和7年度文化芸術祭“LiveS Beyond II”企画運営等業務委託仕様書
（以下「仕様書」という。）のとおりに

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月23日（月曜日）まで

(4) 予算額

金39,380,000円（消費税及び地方消費税含む）

3 参加要件

本プロポーザルは、単独又は共同提案により行うものとし、参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。参加要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

(1) 単独提案の場合

ア 緊急の打ち合わせ等が必要な時に、迅速に対応できる体制を整えていること。

イ 事業の目的達成のために必要な企画・立案・製作に関して、ノウハウや技術を有していること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や入札等で不正行為を行った者など）でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

オ 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

カ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

キ 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次の(イ)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - ク 過去、同種のイベント業務を受託あるいは自主開催した実績を過去5年間（令和元年度以降）、2件以上有していること。
 - ケ 県内に本店又は支店を有している企業であること。
- (2) 共同提案の場合
- ア 代表者（幹事者）を定めること。
 - イ 代表者（幹事者）は、上記3（1）ア～クの要件を満たすこと。
 - ウ 構成員のいずれかは、上記3（1）ケに定める県内企業であること。
 - エ すべての構成員は、本プロポーザルの他の共同事業体の構成員でないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

4 契約の相手方の決定方法

(1) 業者の選定

提出された企画提案書と提案者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催して審査を行い、審査の結果、最も優れた事業者を選定する。

(2) 選定基準

別表評価基準のとおりとする。なお、評価基準には提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

(3) 通知方法

審査結果は、文書により全ての参加者に通知する。電話等による問い合わせには応じない。

5 発注者

佐賀県 文化・観光局 文化課

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 新館11階

電話：0952-25-7236 FAX：0952-25-7179

E-mail：culture_art@pref.saga.lg.jp

6 スケジュールと内容

(1) スケジュール

令和7年2月21日（金曜日）ホームページで公示

令和7年3月4日（火曜日）14時 事前説明会（参加必須ではない）

令和7年3月7日（金曜日）17時 質問書提出期限

令和7年3月10日（月曜日）17時 参加資格申請書提出期限

令和7年3月18日（火曜日）15時 企画提案書等提出期限

令和7年3月24日（月曜日）プロポーザル審査会開催（予定）

令和7年3月28日（金曜日）結果通知（予定）

令和7年4月8日（火曜日）契約（予定）

(2) 事前説明会の開催

ア 日時 令和7年3月4日（火曜日）14時から

イ 場所 佐賀県庁 新館7階 地域交流部西会議室

※公示した実施要領、仕様書等は各自持参すること。

ウ 事前説明会への参加は、プロポーザル参加に係る必須要件ではない。

(3) 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書に内容をまとめ、次により提出すること。

- ア 提出期限 質問書(様式1)
- イ 受付期間 令和7年2月25日(火曜日)から3月7日(金曜日)17時まで
- ウ 提出方法 持参、郵送(提出期限必着)、ファクシミリ、電子メール
※ファクシミリ及び電子メールの場合は、送信後に着信確認の電話を行うこと。
- エ 提出場所 5の発注者と同じ。
- オ 回答方法 令和7年3月11日(火曜日)までに質問者へ回答すると共に、 県ホームページに掲載する。

(4) 参加資格の確認

本プロポーザルに参加を希望する者は、3の参加要件に応じ、次に掲げる必要な書類を提出し、参加資格の確認を受けること。

ア 提出書類

- (ア)参加資格確認申請書 様式第2号 . . . 1部
(単独提案 様式第2号-1、共同提案 様式第2号-2から4)
- (イ)営業概要書 様式第3号 . . . 1部
(共同提案の場合は構成員ごとに1部提出する)
- (ウ)共同提案の場合は、共同事業体協定書等の写し . . . 1部

- イ 提出期限 令和7年3月10日(月曜日)17時まで
- ウ 提出場所 5の発注者と同じ
- エ 提出方法 持参又は郵送・宅配便(期限必着)

※郵送・宅配便の場合は、配達記録が残る方法とすること。

- オ 参加資格の確認結果は、令和7年(2025年)3月17日(月曜日)までに通知予定。

(5) 企画提案書等の受付

ア 提出書類

- (ア)表紙 様式第4号 . . . 1部
- (イ)提案書(任意様式) . . . 7部
 - a A4版長辺縦じ(ホチキス留め、図表等については、A3版の折り込みも可)とし、文字サイズはおおむね10ポイント以上とし、ページ番号を各ページに印字すること。
 - b 業務の実施内容に関しては、別紙2「仕様書」において委託業務内容に掲げる項目毎に分かりやすく記載すること。
 - (a)企画・調整・管理
 - ・業務の実施方針及び手法、内容
 - ・業務の推進体制、スタッフプロフィール
 - ・業務の進め方に関するスケジュール案
 - (b)文化芸術祭“LiveS Beyond II”に関する提案
 - ・文化芸術祭“LiveS Beyond II”のコンセプト・方向性に関する提案
 - ・イベントを行う文化芸術関係者の選定方法・審査会に係る提案
 - ・イベントの時期、場所、主催者、内容に関するアイデア・提案
 - ※具体例として4つのイベントを提案すること。
 - ・イベント企画の進め方、運営方法、集客力・収益力向上に関する提案
 - (c)文化講演会に関する提案
 - ・文化講演会の時期、場所、内容、集客、実施方法に関するアイデア・提案
 - (d)広報活動に関する提案
 - ・“LiveS Beyond II”の事業全体及び各企画に係る効果的なプロモーションの提案
 - ・ライブ配信に係る提案
 - ・イベント実施後の情報発信、アーカイブ等に関する提案
 - ・プラットフォームとなるHPの効果的かつ効率的な運用に関する提案
 - (e)その他の追加提案(必須ではない。)
 - (ウ)見積書(任意様式) . . . 7部

- a 見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とともに、企画内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。
- b 「佐賀県文化・観光局文化課長」あて、参加者の商号又は名称、住所、代表者職氏名を記載の上、提出すること。

(エ) 実績書 様式第5号 ……7部

(単独提案 様式第5号-1、共同提案 様式第5号-2)

イ 提出期限 令和6年3月18日（火曜日）15時まで

ウ 提出場所 5の発注者と同じ

エ 提出方法 持参又は郵送・宅配便（期限必着）

注）郵送・宅配便の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。また、電話による着確認を行うこと。

オ 企画提案書等の取扱い

(ア) 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。

(イ) 本企画提案の応募に係る経費は、全て参加事業者の負担とする。

(ウ) 提出された提案書及び添付資料は返却しない。

(エ) 真に必要な場合を除き、提案書等には個人の情報やそれらを類推できるような情報を記載しないこと。

(6) プレゼンテーション・審査会の開催

ア 日時 令和7年3月24日（月曜日）開催予定（後日参加者宛て連絡）

イ 実施方法

(ア) 参加者は、事前に提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行う。

(イ) 参加者側の出席者は3人以内（うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、時間は1者あたり40分程度（説明25分、質疑15分）とする。

(ウ) プレゼンテーションの順番については、資料提出時の順番により定めるものとする。

(エ) プロジェクター及びスクリーンを使用する場合は、県が準備するので、事前に申し出ること。ただし、パソコン等は持参すること。

(7) 結果の通知

令和7年3月28日（金曜日）までに書面によりすべての参加者に対し通知する予定。

7 業務の委託契約

(1) 審査委員会により選定された最優秀者を発注者は、企画提案書の内容をもとにして、業務の履行に必要な履行条件などの協議と調整を行い、協議が成立した場合には、当該業務に係る随意契約を締結する。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求められることがある。

(2) 企画提案書は、あくまでも契約の相手方を選定するための資料であり、その内容は尊重するが、必ずしもその内容に限定されないものとする。

(3) 次のいずれかの事由により業務契約が締結できない場合には、次点者を随意契約の候補者とする。

ア 契約候補者が地方自治法施行例（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定するものに該当することとなったとき。

イ 契約候補者が、佐賀県から指名停止を受けることとなったとき。

ウ 契約候補者が、本業務の契約の締結を辞退したとき。

エ その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能となったとき。

(4) 業務契約金額

業務契約金額は、2（4）の予算額を超えないものとする。

(5) 業務の再委託

業務の全部もしくはその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならないこととする。また、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ書面による県の承諾を得ることとし、この場合においては、佐賀県内に本店を有す

る事業者への発注を考慮することとする。

8 その他

(1) 契約事項

ア 佐賀県財務規則（平成4年3月31日佐賀県規則第35号）に基づき執行する。

イ 契約保証金

(ア) 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

(イ) 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。

(ウ) 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

a 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

b 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

c 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない場合

(2) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は提案は無効とする。

ア 参加する資格のない者が行った場合

イ 本プロポーザル手続について不正行為を行なった場合

ウ 見積書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合

エ 1人で2以上の提案をした場合

オ 代理人でその資格のない場合

カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合

キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合

ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(3) プロポーザル手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

ア 参加事業者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(4) 参加事業者に求められる義務

ア 参加事業者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

イ 提案に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにしなければならない。

ウ 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為をしないこと。

(5) 留意点

個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に基づき、適切に管理するものとする。

(6) 予算の議決

この公示に掲げる手続きは、令和7年2月議会において、当該委託業務の予算が成立しない場合は中止する。この場合は、佐賀県ホームページにより公示を行う。

なお、この場合において、本業務の準備のために要した費用については一切保証しないものとする。

9 問い合わせ

佐賀県文化・観光局文化課 アーツコミッション担当 田中・川崎・草野

〒840-8570 佐賀市城内一丁目 1-59 新館 6 階

TEL : 0952-25-7236 FAX : 0952-25-7179

E-mail : culture_art@pref.saga.lg.jp

10 個人情報の取扱

この募集に伴い収集した個人情報の取扱については、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラム (<http://www.pref.saga.lg.jp/web/privacypolicy.html>) に基づき、この企画競争に係ることのみに使用し、それ以外の目的には使用しない。